

教宣 せぶん

「RAに開示」(2)

人間的な感受性が麻痺している

その後わかったことですが、驚いたことに部店公開掲示板を開いてみると、閲覧できる文書にはすべて「RA(リスクアドバイザー)に開示」という赤字の“注釈”が付いていました。“全支店のメンバー配置表”、“内線番号表”から“春季支店ゴルフコンペのエントリー表”、“夏祭りの参加表”に至るまで、漏れなく書かれていました。また、他支店の仲間に確認すると、それぞれの部店掲示板の文書にこの“注釈”は貼り付けられており、全社的に行われていることもわかりました。

この文書は、正社員はもちろん、非正規の方でも、嘱託の方でも、スタッフの方でも、すべての方が閲覧できる文書です。そこに、正社員である私たちが“夏祭りの参加表”でさえ閲覧するにはなにか特別な計らいが必要だと感じさせる文言が付されていることに、いったいどんな意味があるのでしょうか？

旧日動時代、私たちは証券番号や契約者名などから検索すれば、すべての契約について閲覧することができました。当然のことですが、そこは“正社員”として信用されていたからだったと思います。しかし、合併とともに、名目的には募集人という立場がクローズアップされ、自己契約以外はいっさい閲覧できなくなりました。挙句の果ては、社内文書でさえ「権限がありません」とアクセスを拒否されることもありました。外勤社員制度廃止事件、不当労働行為事件の背景を考えれば、意識的に行われている差別行為の一環であると感じた組合員も数多くいました。意識的なのか、無意識なのか、その真意はわかりませんが、いずれにしても根底には、東京海上の文化にはなかった“契約係社員制度”を「いち早くなくしてしまいたい」「いずれなくすものだから軽視しておけばよい」という考え方・無関心さが、こうしたところにもあらわれたこと

は間違いないと思います。

いま、外勤社員制度廃止事件は和解協議がすすめられています。不当労働行為事件も会社は「命令」に沿った提案をおこなっていると申し開きをおこなっています。そうした渦中で、あらたにこうした“細工”を施すことはさらなる労使紛争を煽る行為だとしか言いようがありません。

百歩譲って、募集人である私たちが閲覧することにはばかる文書があれば、その文書に「RAに非開示」と“注釈”をつけ、アクセスできないようにすればよいわけで、皆がアクセスできる文書にわざわざ「RAに開示」などという“注釈”を付けることはまったくナンセンスであり、差別行為に他なりません。

前号にも書きましたが、仮に無意識におこなわれた行為であっても、当社は人権啓発室を設け、人権を大切にする企業だと宣言し、毎年人権啓発研修を全従業員に受講させている企業です。常に相手の立場になって、自らの行為が「相手の足を踏んでいないか」考えようと説いている企業です。そんな企業が、こんな“注釈”を付けることにどうして「おかしい」と気づかないのでしょうか？この“注釈”をつけることで「相手の足を踏んでいるかもしれない」となぜ感じないのでしょうか？

「利益」を追求するあまり、全社的に、人間的な“感受性”が麻痺してきているのではないのでしょうか。